

岐阜県公報

目 次

告 示

職員の免職処分

(人 事 課)

ページ

号 外 (一) 令 和 五 年 九 月 三 十 日

告 示

岐阜県告示第三百九十九号

職員の免職処分に関し、岐阜県職員の分限に関する条例施行規則（昭和二十九年岐阜県人事委員会規則第四号）第四条第一項ただし書の規定による送達をすることができないので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和五年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 北村 道章

職 名 埋立適正化推進員

発令事項 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第三号の規定により免職する。

発令年月日 令和五年九月三十日

任命権者 岐阜県知事

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和五年九月三十日

令和五年九月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社